

民法(債権関係)改正 Q&A

Q1 どうして、民法(債権関係)の一部改正が行われたのですか？

A

民法の債権関係の規定(契約等)は、**明治29年(1896年)**に民法が制定された後、約120年間ほとんど改正がされていませんでした。

この間、我が国社会・経済は、取引量の増大、取引内容の複雑化・高度化、高齢化、情報伝達手段の発展など、様々な面で大きく変化していますので、取引に関する最も基本的なルールを定めている民法の規定を社会・経済の変化に対応させる必要がありました。また、民法が定める基本的なルールの中には、裁判や取引実務で通用していても、条文からは読み取りにくいものが少なくなく、法律の専門家でない国民一般にとって、基本的なルールが分かりにくい状態となっていました。

そこで、民法のうち債権関係の規定について、取引社会を支える最も基本的な法的基礎である契約に関する規定を中心に、**社会・経済の変化への対応を図るための見直しを行うとともに、民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から実務で通用している基本的なルールを適切に明文化すること**としました。改正の項目は、小さなものまで含めると合計200程度です。

Q2 社会・経済の変化への対応を図るために、どのような改正がされましたか？

A

社会・経済の変化への対応を図る観点から、主として次のような改正をしています。

- ① 債権者が一定期間権利不行使しないときは債権が消滅するという「**消滅時効**」の制度により債権が消滅するまでの期間について、民法に置かれた職業別の例外規定を廃止するなどして、原則として**5年に統一**しています。
- ② 市中の金利が低い状態が続いている現状を踏まえて、契約の当事者間に利率や遅延損害金の合意がない場合等に適用される「**法定利率**」について、**年5%から年3%に引き下げた上で、将来的にも市中の金利動向に合わせて変動する仕組みを導入**しています。
- ③ 第三者が安易に保証人になってしまうという被害を防ぐため、**個人が事業用融資の保証人になろうとする場合**について、**公証人による保証意思確認の手続**を新設し、一定の例外を除き、この手続を経ないでした保証契約を無効としています。
- ④ 保険や預貯金に関する取引など、不特定多数を相手方とする内容が画一的な取引(定型取引)に用いられる「**定型約款**」に関する規定を新設し、定型約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたときは、相手方がその内容を認識していなくても、個別の条項について合意したものとみなすが、信義則に反して相手方の利益を一方的に害する条項は無効とするなどとしています。

Q3 民法を国民一般に分かりやすいものとするために、どのような改正がされましたか？

A

民法を国民一般に分かりやすいものとする観点から、例えば、次のような改正をしています。

- ① 重度の認知症などにより**意思能力(判断能力)**を有しないでした法律行為は**無効**であることを明記しています。
- ② 債権の譲渡について、譲渡時に現に存在する債権だけでなく、**譲渡時には発生していない債権(将来債権)**についても、譲渡や担保設定ができると明記しています。
- ③ 賃貸借に関する基本的なルールとして、**敷金**は賃貸借が終了して賃貸物の返還を受けたときに賃料等の未払債務を差し引いた残額を返還しなければならないこと、賃借人は通常損耗(賃借物の通常の使用収益によって生じた損耗)や経年変化についてまで**原状回復の義務**を負わないと明記しています。

Q4 民法(債権関係)の一部改正はいつ施行されたのですか？

A

民法(債権関係)の一部改正を行った「民法の一部を改正する法律」は、一部の規定を除き、**令和2年(2020年)4月1日に施行されました。**(詳細は法務省ホームページ内の「民法の一部を改正する法律の施行期日」の項目をご覧ください。)